

京都 京北未来かがやきビジョン推進会議開催要領

(目的)

第1条 「京都 京北未来かがやきビジョン」の実現に向けて、地域が主体となったまちづくりの取組を一層推進するため、「京都 京北未来かがやきビジョン推進会議」（以下、「推進会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 推進会議は、京北地域における自治組織、地域団体、行政機関を代表する者で構成する。

(任期)

第3条 構成団体の任期は、令和8年3月までとする。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置くことができる。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長の任期は2年とする。
- 4 座長は、推進会議の進行をつかさどる。

(分野別検討会等)

第5条 推進会議は、分野別検討会を開催することができる。

- 2 分野別検討会は、分野に関わる事業者、住民等に参加を呼びかけることができる。
- 3 その他、必要に応じて広く住民の意見を聴取するなど、推進会議の目的の達成に資する多様な方法を用いて、検討を進める。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、右京区役所京北出張所において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和2年8月27日から施行する。